



# 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の一部を補助します



問い合わせ 環境課 環境保全係(☎内線307)

猫によるふん尿や鳴き声、ごみや庭を荒らされるといった相談が市へ多く寄せられています。そこで、飼い主のいない猫の過剰繁殖を抑え、ふん尿や鳴き声などの被害を軽減するため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する費用の一部を補助金として交付します。

令和3年度分は7月1日から補助金交付申請の受け付けを開始します。

<b>対象となる猫</b>	<b>生後6カ月以上の飼い主のいない猫</b> ※ただし次は対象外です。 ・ 飼い主がいる猫 ・ 手術を施している猫 ・ 他団体から補助、その他助成措置を受けて手術を施す予定の猫
<b>補助金対象者</b>	・ 市内に住所を有し、住民基本台帳に記録のある個人 ・ 市税に滞納がない人
<b>補助対象手術</b>	<b>不妊手術: 卵巣、または卵巣および子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術</b> <b>去勢手術: 精巣を摘出して生殖を不能にする手術</b> * 耳先カット措置含む
<b>補助金交付額</b>	<b>オス: 1頭につき、1万5千円(上限)</b> <b>メス: 1頭につき、2万5千円(上限)</b>
<b>申請方法</b> 7月1日～ 受付開始	<b>次の書類(窓口・ホームページで入手できます)を環境課へ提出してください。</b> (1) 申請書 (2) 対象猫のカラー写真(全身および頭部の拡大写真) (3) 対象猫が生息する地域を示した地図 (4) 飼い主のいない猫給餌等活動状況調書 (5) 飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業誓約書
<b>注意点</b>	・ 予算の範囲内で交付します。 ・ 事前に申請し、補助決定後に手術を受けさせてください。 ・ 書類不備がある場合、受理できません。環境課で審査し不許可とする場合があります。 ・ 一度に複数頭の申請はできません。

## 飼い主のいない猫にエサをあげている方へ 無責任なエサやりはやめましょう!

◆ 餌やりによるご近所トラブルで、裁判になることもあります。

### よくあるトラブル例

- ・ エサを置いたままに(置き餌)し、ハエ・ゴキブリやカラスなどが集まり不衛生
- ・ ふん尿が臭い、植物が枯れるなどのふん尿被害
- ・ 子猫が産まれて、鳴き声がうるさい
- ・ 猫が爪とぎをして車に傷がついた

